

2006(平成18年)

6.1

広報

はむら



CONTENTS

羽村市まちづくりフォーラム 1

平成 18 年度住民税の主な改正点 1

- お知らせ 3
- 子どものページ 19
- テレビはむら 20
- 健康ガイド 21
- 6 月の相談日ほか 22

江戸時代から江戸のまちを潤してきた玉川上水。今は羽村のシンボルとして、人々の心を潤しています。

羽村市まちづくりフォーラム

第四次長期総合計画の実現を目指して

市では、第四次羽村市長期総合計画に基づく「市民と行政が協働したまちづくり」を推進するため、平成14年度から、計画に掲げる5つの基本目標に沿って、「羽村市まちづくりフォーラム」を開催しています。

今回は、基本目標の中から「都市基盤整備」の分野に焦点をあて、『羽村市の都市基盤整備』をテーマに開催します。

羽村市では自然と都市の調和を大切にしたい安全、便利、快適で「住んでみたい、住み続けたい」と感じられるまちづくりを目指して、交通網の充実や公園の整備などの基盤整備を積極的に進めています。しかし、急速に進行する高齢化社会に対応した基盤整備や都市にぬくもりや活気を与える基盤整備も、重要な課題となっています。

そこで、今回のフォーラムでは、美しく快適な住みよいまちの実現を目指し、『羽村市の都市基盤整備』について公開討論を行い、市民の皆さんの意見も伺いながら今後の都市基盤整備を一緒に考えていきます。皆さんの参加をお待ちしています。

問合せ 企画課企画担当

平成18年度住民税の主な改正点

少子高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間と高齢者間の公平を図る必要から、平成16・17・18年度税制改正でさまざまな改正が行われました。

今回は、平成18年度から適用される住民税の主な改正内容についてお知らせします。

日 時	6月17日(土)午後1時30分～4時30分 (午後1時開場)
会 場	生涯学習センターゆとろぎ 地下1階小ホール
定 員	250人

基調講演第1部

講演 羽村市長 並木 心
テーマ 「羽村市の都市基盤整備」

基調講演第2部

講演 羽貝正美さんはがい まさみ（首都大学東
京都市環境学部教授）
テーマ 「良質な公共空間の創造と
地域に根ざしたまちづくり」

パネルディスカッション

コーディネーター 羽貝正美さん
基調講演をもとにパネルディス
カッションを行います。

※駐車場に限りがありますので、車
での来場はご遠慮ください。

■ 公的年金等控除額の変更 65 歳以上の方 ■

平成 17 年度まで

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
140 万円まで	0 円
140 万円超 260 万円未満	収入金額 -140 万円
260 万円以上 460 万円未満	収入金額 $\times 0.75$ -75 万円
460 万円以上 820 万円未満	収入金額 $\times 0.85$ -121 万円
820 万円以上	収入金額 $\times 0.95$ -203 万円



平成 18 年度から

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
120 万円まで	0 円
120 万円超 330 万円未満	収入金額 -120 万円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額 $\times 0.75$ -37 万 5,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 $\times 0.85$ -78 万 5,000 円
770 万円以上	収入金額 $\times 0.95$ -155 万 5,000 円

■ 65 歳未満の方（変更ありません） ■

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
70 万円まで	0 円
70 万円超 130 万円未満	収入金額 -70 万円
130 万円以上 410 万円未満	収入金額 $\times 0.75$ -37 万 5,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 $\times 0.85$ -78 万 5,000 円
770 万円以上	収入金額 $\times 0.95$ -155 万 5,000 円

① 老年者控除の廃止

65 歳以上の方に適用されていた 48 万円の控除が廃止されました。

* 夫や妻と死別した方・離別した方で一定の要件を満たしている場合に適用となる「寡婦（寡夫）控除」は、今までは「老年者」に該当する方は対象外でしたが、老年者控除廃止に伴い 65 歳以上の方でも対象となります。

② 公的年金等控除額の変更

65 歳以上の方の公的年金等収入金額から控除される額が変更されました。

③ 65 歳以上の方に適用されていた非課税措置の廃止

65 歳以上の方で、所得が 125 万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。
※ 昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方で平成 17 年中の所得が 125 万円以下の方は、経過措置として、平成 18 年度住民税の所得割が 2/3 減額、均等割は 4000 円から 1300 円に減額されます。

④ 定率減税の縮小

定率減税はこれまで景気対策とし

⑥ 均等割非課税基準の変更

算定式が次のとおり変更され、基準額が引き下げられました。

改正前

31 万 5000 円 $\times$ (本人、控除対象配偶者および扶養親族の数)
(+19 万 8000 円)

改正後

31 万 5000 円 $\times$ (本人、控除対象配偶者および扶養親族の数)
(+18 万 9000 円)

* (十) 部分は控除対象配偶者また

⑤ 妻に対する均等割軽減措置の廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する均等割軽減措置が廃止され、一定以上の所得があれば均等割 4000 円が課税されます。

は扶養親族を有する場合のみ加算

⑦ 所得割非課税基準の変更

算定式が次のとおり変更され、基準額が引き下げられました。

改正前

35 万円 $\times$ (本人、控除対象配偶者および扶養親族の数)
(+35 万円)

改正後

35 万円 $\times$ (本人、控除対象配偶者および扶養親族の数)
(+32 万円)

* (十) 部分は控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算

平成 18 年度市民税・都民税納税通知書をお送りします

市民税・都民税は毎年 1 月 1 日現在に居住する市町村に、前年の収入をもとに算出された税額を納めていただく税金です。

年 4 回に分けて納めていただいていますので、納税通知書の内容を確認のうえ、期限内の納付をお願いします。

問合せ 課税課市民税係

子ども体験セミナー

参加者募集

普段できない、さまざまな体験をしてみませんか。

子ども体験セミナーは、みんなで元気に楽しく自然体験などの活動を通して、協力し合うことの大切さや喜びを学びます。ぜひ参加してください。

期間 7～9月

活動日 月2回程度（夏休み期間や土・日曜日）

対象 小学校5・6年生

定員 40人（申込者多数の場合は抽選）

参加費 1万円（宿泊費など）※保護者説明会時納入

申込み 申込用紙に必要事項を記入し、6月30日（金）までの午前9時から午後5時まで ゆとりぎへ（申込用紙は学校で配布するほか、ゆとりぎ・児童館・図書館・スポーツセンター・スイミングセンターにもあります）。

プログラム（予定）

■7月27日（木）	保護者説明会
■7月28日（金）	開校式・仲間づくり
■8月11日（金）	班づくり
■8月19日（土）21日（月）	宿泊体験（八ヶ岳少年自然の家）
テント生活体験、飯盒炊飯、星空観察、キャンプファイヤーなど	
■9月2日（土）	フィッシング体験
■9月9日（土）	陶芸（土笛）体験
■9月24日（月）	フィールドゴルフ体験・開校式

問合せ 生涯学習センター ゆとりぎ ☎570-0707

お知らせ

CONTENTS

- 子ども体験セミナー参加者募集
- 「男女共同参画のまちづくり」をみんなで考えてみませんか？
- 「日本女性会議 2006 しものせき」参加者に補助金を支給します
- 東・西・富士見・栄小・松林・武蔵野地区委員会稲作体験事業 苗取り・田植え
- 動物公園 イベント情報
- ゆとりぎ催しもの情報
- 心身障害者スポーツレクリエーションのつどい
- 郷土博物館企画展 試掘調査出土遺物展
- スポーツ対談 星野仙一 vs 生島ヒロシ 大いに語る！
- ついていますか？住宅用火災警報器
- 平成18年度 羽村市・福生消防署合同水防演習
- 行政連絡委員会をご紹介します
- 6月は環境月間です
- 全国「ごみ不法投棄監視ウィーク」
- 7月から国民年金保険料の免除申請が変わります
- 6・7月パソコンセミナー生徒募集
- スポーツセンター トレーニングルームプログラム（6月から）
- 東京都都市統計協議会統計事務功労者
- 心身障害者福祉手当の現況届は6月30日（金）までに提出を
- 介護保険制度の出張説明
- 6月のおしゃべり場
- 児童手当・児童育成手当を支給します
- 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置
- 家屋調査に伺います
- 住宅用地などの申告を
- 取りこわし家屋（建物）の届け出を
- まちづくりのための社会貢献活動を支援します
- 天然運動公園の利用申請について
- 浸水対策強化月間（6月1日～30日）
- 市営住宅（一般世帯・高齢者世帯）の入居者募集
- 講座「暮らしに生かそうハープ」
- 図書館 蔵書点検のため休館します
- 就学相談
- はむら子ども音楽セミナー「はむらピアノキッズ」講座開催
- スイミングセンターから
- 6月の個人開放プログラム
- 夜間校庭使用受付（7月分）
- 審議会等の傍聴
- ご寄付ありがとうございました
- 第37回総合体育大会
- 羽村ふれあい地域づくり公社から
- 社会福祉協議会から
- 自然休暇村から
- 官公署から